

電気通信事業法第 33 条第 7 項に基づく第 1 種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧

料金表
第 1 表 接続料金
第 1 網使用料
1 適用

区分	内容
(1)～(28) (略)	(略)
(29) 波長多重機能に係る料金の適用	波長多重機能に係る料金については、光信号多重分離機能ア欄に係る料金と組み合わせて適用します。

2 料金額
2－11 その他の機能

区 分		単位	料金額	備考
(1)～(22) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(23) 波長多重機能	光局内スプリッタにおいて、専ら I P 通信に係る波長と専ら映像通信に係る波長とを多重する機能	月額	187 円	

新

料金表
第 1 表 接続料金
第 1 網使用料
1 適用

区分	内容
(1)～(28) (略)	(略)
(29) 波長多重機能に係る料金の適用	波長多重機能に係る料金については、光信号多重分離機能ア(ア)欄又はイ欄に係る料金と組み合わせて適用します。

2 料金額
2－11 その他の機能

区 分		単位	料金額	備考
(1)～(22) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(23) 波長多重機能	光局内スプリッタにおいて、専ら I P 通信に係る波長と専ら映像通信に係る波長とを多重する機能	月額	196 円	

附 則（令和 2 年 6 月 16 日西設相制第 000036 号）
この改正規定は、令和 2 年 6 月 16 日から実施し、令和 2 年 4 月 1 日に遡及して適用します。